

(土地の有償譲渡の届出について)

市街地再開発事業予定地内で
土地を有償譲渡する場合は届出が必要です

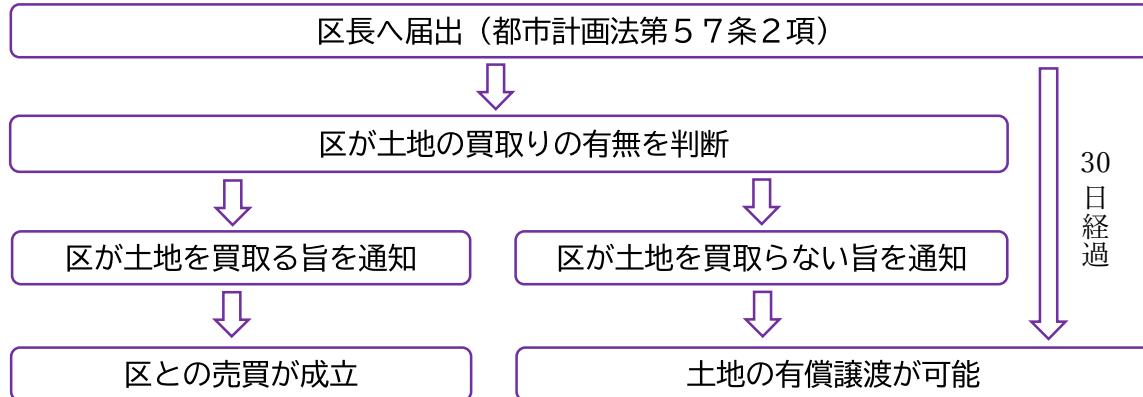
目黒区では、自由が丘東地区第一種市街地再開発事業に関する令和7年10月8日の都市計画を決定し、令和7年10月15日に都市計画法第57条による「土地の有償譲渡の届出」について公告を行いました。

これに伴い、令和7年10月26日以降、自由が丘東地区第一種市街地再開発事業の施行区域内（裏面：届出対象範囲図を参照）で土地を有償で譲渡しようとする場合は、届出が必要となります。（都市計画法第57条第2項）

※土地及びこれに定着する建築物その他の工作を有償で譲り渡そうとする者を除きます。

＜ 土地を有償譲渡する場合のお手続き ＞

まずは、 “事前に” 区の担当窓口にご相談ください。



□届出後、30日以内に目黒区長が土地を買い取る旨の通知をしたときは、区がその土地を買
い取ることになります。(都市計画法第57条第3項)

□届出後30日の期間、もしくは、目黒区長から買い取らない旨の通知があるまでは、土地を譲渡することができません。（都市計画法第57条第4項）

【提出書類】

名称	部数	備考
土地有償譲渡届出書	1部	別記様式第11（第43条関係）
位置図	1部	縮尺1/50,000以上
周辺図	1部	縮尺1/2,500以上の周囲の状況がわかるもの（住宅地図等）
公図の写し	1部	届け出の土地を朱書き
全部事項証明書	1部	写し可
委任状	1部	手続きを代理人に委任する場合に必要（様式任意）

〈お間合せ先及び届出の担当窓口〉

目黒区街づくり推進部 地区整備課 自由が丘担当（総合庁舎6階）

TEL : 03-5722-9430 (直通) FAX : 03-5722-9239



目黒区ウェブサイト
二次元コード

(裏面あり)

【届出対象範囲図】



地番

自由が丘一丁目

- ・52番1, 3, 9
- ・55番の全域
- ・56番の全域
- ・57番の全域
- ・58番の全域
- ・86番の全域
- ・87番の全域
- ・88番の全域

【根拠条文】 都市計画法57条

1 市街地開発事業に関する都市計画についての第二十条第一項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示又は市街地開発事業若しくは市街化区域若しくは区域区分が定められていない都市計画区域内の都市計画施設に係る第五十五条第四項の規定による公告があつたときは、都道府県知事等（同項の規定により、次項本文の規定による届出の相手方として公告された者があるときは、その者。以下この条において同じ。）は、速やかに、国土交通省令で定める事項を公告するとともに、国土交通省令で定めるところにより、事業予定地内の土地の有償譲渡について、次項から第四項までの規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に**事業予定地内の土地を有償で譲り渡そうとする者**（土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする者を除く。）は、**当該土地、その予定対価の額**（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積った額。以下この条において同じ。）及び**当該土地を譲り渡そうとする相手方その他国土交通省令で定める事項**を書面で都道府県知事等に届け出なければならない。ただし、当該土地の全部又は一部が、文化財保護法第四十六条（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものであるとき、又は第六十六条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後における当該公告に係る都市計画事業を施行する土地に含まれるものであるときは、この限りでない。

3 前項の規定による届出があつた後三十日以内に都道府県知事等が届出をした者に対し届出に係る土地を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地について、都道府県知事等と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

4 第二項の届出をした者は、前項の期間（その期間内に都道府県知事等が届出に係る土地を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）内は、当該土地を譲り渡してはならない。

5 前条第四項の規定は、第三項の規定により土地を買い取った者について準用する。

別記様式第11（第43条関係）

土 地 有 償 譲 渡 届 出 書

年 月 日

目黒区長 宛て

譲り渡そうとする者	住 所	
	氏 名	

都市計画法第57条第2項本文の規定に基づき、下記により、届け出ます。

記

1 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする相手方	住 所	
	氏 名	

2 土地に関する事項

所在及び地番	地 目	地 積	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種 類	内 容	当該権利を有する者の氏名及び住 所

3 当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用 途	構造の概要	延べ面積	当該建築物その他の工作物の所有者の氏名及び住所

4 予定対価の額に関する事項

予 定 対 価 の 額	

5 その他参考となるべき事項

備考

- 1 「地目」の欄には、田、畠、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 2 「地積」の欄には、登記簿に登記された地積（旧土地台帳法の規定の適用がある場合においては土地台帳に登録された地積）を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 3 「内容」の欄は、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 4 「予定対価の額」の欄には、予定対価が金銭以外のものであるときは、その数量及び金銭に見積もった額を記載すること。
- 5 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該土地に存する建築物その他の工作物の所有者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。